

2007 (平成19年)

4

No. 452

発行・編集 / 〒039-4711
青森県下北郡佐井村
大字佐井字糠森20
佐井村役場 総務課
TEL : 0175(38) 2111
FAX : 0175(38) 2492

今月の主な内容

- おらつくり基本条例案検討… 2・3
- 変母だより…………… 4
- こちら佐井駐在所…………… 5
- 3月の出来事…………… 6
- 佐井消防分署から…………… 7
- 佐井村議会議員一般選挙… 7
- 産業建設課から…………… 8・9
- 住民福祉課から…………… 10・11
- 保健師・歯科だより…………… 12
- お知らせ・募集コーナー… 13
- 戸籍の窓口・ほか…………… 14

3月2日 矢越・磯谷地区 ヤリイカ大漁

佐井村の人口

男	1,383 (+1)	計	2,729 (△5)
女	1,346 (-6)	世帯数	1,054 (△1)

2月28日現在

() 内は前月比



(仮称)佐井村むらづくり基本条例案検討委員会での 検討内容等についてお知らせします

検討委員会の立ち上げと第1回検討委員会の内容については、広報さい3月号でお知らせしたところですが、その後2月26日に第2回、3月7日に第3回検討委員会が開催されましたので、検討内容等についてお知らせします。

今回の第2回・第3回検討委員会では、左表「(仮称)佐井村むらづくり基本条例素案骨子」を基に作られた条例案について具体的な検討に入りました。

まず、事務局から条文とその考え方・趣旨について説明したあと、委員等からは条文についての意見や質問、日頃、行政運営に対して感じている事などの忌憚のない意見が出されました。その一部についてご紹介します。

- 条文中、難しい言葉が並んでいる。例えば「住民が住民自治の担い手として」を「住民がむらづくりの担い手として」という言葉に置き換えてみてはどうか。分かりやすい言葉を使った方が、住民にとってより親しみが持てる条例になると思う。
- むらづくりの基本目標の中で、「保健・医療・福祉などの面で連携強化し、安心感を与えられるむらづくり」とあるが、医療の部分では平成19年度で診療所がなくなり、大間病院までの通院をどうしたらいいのかと住民は不安を感じながら生活している。何だかさきれい事を言っているような気がする。
- 議会の役割と責務の部分で、「議会は広く村民から意見を求めるよう努力しなければならない。」という文言を入れた方が良い。議員も初心に戻ってそう言う住民の意見を吸い上げた中で、議員活動に参加してもらいたいと思う。
- この条例を作る際、あまりくどくなく、さっぱりとしたものにした方が良い。住民にとって分かりやすいよう表現しながら、一目見たら理解できる形にすることも必要だと思う。

上記の他にもたくさんの意見が出されました。また、第11章「住民投票制度」については、この条例に載せなくても地方自治法の「住民の直接請求権」により対応できるため、載せるかどうかで意見が分かれ、次回へ持ち越されることになりました。

3月末開催予定の第4回検討委員会では、今まで出された意見を反映させ、検討委員会としての「佐井村むらづくり条例(素案)」を取りまとめる予定です。検討内容等については、今後も随時、広報等でお知らせしていく予定です。

大間原子力発電所に係る原子力立地給付金(電気料還元)措置について ～各家庭等へ電気料金が還元されます～

原子力立地給付金(電気料還元)とは、電源三法交付金を活用して、発電所等施設の所在市町村とその隣接市町村の一般家庭、企業に給付金による電気料の実質的な割引を行うもので、毎年10月1日を基準日として、電力会社と電気需要契約を行っている一般家庭と企業に対して給付金が給付されるものです。

佐井村の場合、大間原子力発電所建設工事が平成19年8月までに着工された場合、平成19年度から給付金が交付されることとなります。

村では、この給付金を一般家庭においては全額還元し、企業においては半額を還元し、残りの半額(約970万円)は、包括支援センター運営費、公共下水道処理場の維持管理運営費、佐井小学校維持運営費等の利便性向上事業に充当したいと考えています。

給付額は一般家庭の場合、1契約あたり月額1,500円(年額18,000円)で、企業については契約電力(1kwあたり)月額375円が、東北電力から年1回給付されることとなります。

手続き等については、詳細が分かりしだい改めて広報等でお知らせします。

≪(仮称)佐井村むらづくり基本条例素案骨子≫

前 文			村の特性、目指す姿、制定の必要性
第1章	総 則	第1条 目的 第2条 用語の定義 第3条 条例の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・村民と村の協働によるむらづくりの推進 ・用語の定義 ・むらづくりに関して本条例の尊重
第2章	むらづくりの基本理念と目標	第4条 むらづくりの基本理念 第5条 むらづくりの基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ・むらづくりの主体である村民と村とが「協働してむらづくりを推進」していく上での基本的な理念、目標を規定
第3章	むらづくりの基本原則	第6条 情報共有の原則 第7条 協働の原則	<ul style="list-style-type: none"> ・むらづくりの基本理念を実現するための「情報共有」と「協働」の原則を規定
第4章	住民の権利、役割及び責務	第8条 住民の権利 第9条 住民の役割と責務	<ul style="list-style-type: none"> ・村民、コミュニティの基本的な権利と役割を規定
第5章	議会の役割と責務	第10条 議会の役割と責務 第11条 議員の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・議会の役割と責務、議員の責務を規定
第6章	村長及び執行機関の役割と責務	第12条 村長の役割と責務 第13条 執行機関の役割と責務 第14条 組織機構 第15条 審議会等への参加 第16条 説明・応答責任 第17条 意見・要望、苦情等への対応のための機関	<ul style="list-style-type: none"> ・村長の役割と責務を規定 ・行政の役割と責務を規定 ・時代に対応できる組織機構の編成を規定 ・審議会等に公募委員の選任を規定 ・行政運営に対する説明責任を規定 ・不利益救済のための機関の設置を規定
第7章	むらづくりの計画策定	第18条 総合計画等の策定 第19条 計画策定への参画	<ul style="list-style-type: none"> ・むらづくりの基本原則に則った計画の策定を規定 ・計画策定への住民参画を規定
第8章	情 報	第20条 情報共有の推進 第21条 意思決定の明確化 第22条 情報共有のための制度 第23条 情報の収集及び管理 第24条 個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開の推進を規定 ・意思形成過程の明確化を規定 ・情報公開制度の体系化を規定 ・情報提供に対応した情報整理、保存を規定 ・個人情報の保護を規定
第9章	評 価	第25条 評価の実施 第26条 結果の公開	<ul style="list-style-type: none"> ・むらづくりの目標に則った行政評価の実施を規定 ・行政評価結果の公表を規定
第10章	財 政	第27条 総則 第28条 予算編成 第29条 予算執行 第30条 決算 第31条 財産管理 第32条 財政状況の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・予算編成の基本原則を規定 ・情報提供の推進を規定 ・予算執行計画の策定を規定 ・施策評価に役立つ資料作成を規定 ・財産管理計画の策定を規定 ・財政状況の公表を規定
第11章	住民投票制度	第33条 住民投票の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・住民投票制度と制度の実施について、その事案に応じ、その都度条例で定める規定
第12章	連 携	第34条 村外の人々との連携 第35条 近隣自治体との連携 第36条 広域連携 第37条 国際交流及び連携	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣自治体や国等の外部と連携したむらづくりの推進を規定
第13章	条例制定等の手続	第38条 条例制定等の手続	<ul style="list-style-type: none"> ・条例制定等の制定、改廃の際の住民参加を規定。
第14章	この条例の検討及び見直し	第39条 この条例の検討及び見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・時代に対応した条例であるかの検証と改定を規定。

平成18年度を振り返って

平成18年中の佐井村における交通事故発生件数は、人身事故が6件(前年比+3)、物損事故が15件(前年比-5)のあわせて21件が発生しています。物損事故は減少したものの、人身事故については、発生件数が増加しています。

私たち佐井村交通安全母の会は、「みんなですすめる交通安全」を基本姿勢に、次のことを重点目標として今年も引き続き活動を展開します。

～村民一丸となって交通安全運動に参加しよう～

活 動 の 重 点

1. 組織の拡大と充実及びリーダーの育成
2. 会員意識の向上と「みんなですすめる交通安全」の末端浸透
3. 子供、若者及び高齢者の交通事故防止
4. シートベルト及びチャイルドシート・反射材着用の徹底
5. 早めのとんとう虫運動の推進
6. 飲酒運転の撲滅

交母だより



佐 井 村 交通安全母の会



早めの点灯で歩行者に車の存在を知らせよう!

4月の
早め点灯時間は
午後4時30分
です。

みんなで続けていこう!
交通死亡事故ゼロ
次の目標は3,500日

記 録

3,404日

(4/1 現在)

●●●●●平成18年の活動内容●●●●●

月日	事業内容	場所
1 13	交通安全家族会議	須藤流那さん宅
1 14	新年交通安全風揚げ・もちつき大会	館脇心くん宅
1 18	平成17年警察功労者・優良警察職員表彰式出席 (佐井村交母牛滝支部授与)	アルサス大間町
2 7	空びん回収	牛滝地区
2 24	平成18年交通安全母の会総会	アルサス
2 8	佐井村交通安全母の会テレビ取材(青森朝日放送)	役場
2 8	ストップマーク貼り	牛滝地区
3 15	交通安全死亡事故ゼロ3000日達成受賞伝達式	役場
2 26	新入学児童通学路安全歩行リハーサル	両佐井地区
2 29	保育所交通安全教室(紙芝居)	佐井村保育所
4 4	新入学児童家庭訪問配布用信号べこもち作り	アルサス
4 5	新入学児童交通安全家庭訪問(足型ストップマーク、信号べこもち、チラシ、反射材配布)	全 村
4 6	春の全国交通安全運動(～20日) 交通安全旗立て/登下校時街頭指導 防災無線による呼び掛け 交通安全もも太郎旗配布	全 村
4 12	小学校交通安全教室(紙芝居、通学路指導)	佐井小学校
4 16	カーブミラー清掃	糠森地区
4 19	交通安全教室	牛滝地区
4 20	空びん回収	牛滝地区
4 28	青森県交通安全母の会連合会総会	青森市
4 30	クリーン作戦道路清掃	原田地区
5 16	カーブミラー清掃、通学路ストップマーク点検	両佐井地区
5 7	大間署管内死亡事故ゼロ3000日達成大会	大間町
6 12	草刈り作業	長後地区
6 17	道路草刈り、空缶拾い	牛滝地区

月日	事業内容	場所
7 2	交通安全マスコットご祈禱	箭根森八幡宮
7 6	交通安全母の会青森県大会	青森市
7 12	空びん回収	牛滝地区
7 19	学校標語記念品贈呈	牛滝小中学校
7 21	夏の交通安全運動(～31日) 安全旗立て/防災無線による呼び掛け 交通安全少年団と交通安全パトロール(21日、24日、26日)	原田～長後地区
7 24	空びん回収 交通安全街頭マスコットプレゼント作戦 (小学校交通少年団、中学生協力) 夜間パトロール(反射材普及、自転車等)	牛滝地区 中道地区
8 6	草刈り作業	両佐井地区
8 9	合同夜間パトロール(自転車の無灯火、反射材の普及)	長後地区
8 15	成人式若手ドライバーに交通安全マスコットプレゼント	村 内
8 20	早めのとんとう(点灯)虫作戦	アルサス
8 21	秋の全国交通安全運動(～30日) 交通安全旗立て/登校時街頭指導 防災無線による呼び掛け	全 村
8 9	交通安全ピピピ体操指導(～22日)	大間保育所
8 25	交通安全夜間パレード・反射材効果実験	両佐井地区
8 30	早めのとんとう(点灯)虫作戦	アルサス
10 9	交通安全高齢者世帯訪問(～12月4日)	村 内
10 12	むつ下北ブロック研修会	大間町
10 24	交通安全県民大会(大畑聖子表彰)	青森市
12 4	レター作戦	アルサス
12 14	空びん回収	牛滝地区
12 15	飲酒運転防止呼びかけ夜間パトロール	飲食店5軒
12 19	学校ポスター記念品贈呈	牛滝小中学校

新入学(園)児の交通事故を防止しよう！

例年、この時期は新入学(園)児が通学(園)を始めることから、新入学(園)児が歩行中に被害となる交通事故が発生しています。住民総ぐるみで新入学(園)児を交通事故から守り、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけることを目的として「新入学(園)児の交通事故防止運動」を実施します。新年度が始まり、真新しいランドセルを背負った新一年生も登校を始めます。県民一人ひとりの手で子どもを交通事故から守りましょう。



1. 運動の期間

平成19年4月7日(土)から4月13日(金)までの7日間

2. 運動の重点

◎新入学(園)児の安全指導 ◎新入学(園)児への思いやりのある運転の推進

3. 過去5年間の子どもの交通事故の発生状況

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
車 輛 同 乗 中	396	379	382	340	284
自 転 車 乗 車 中	202	229	221	204	162
歩 行 中	286	254	229	205	180



4. 子どもの交通事故防止の5つのポイント

- ①「飛び出し」の防止をしっかりと指導しましょう。
- ②「しっかり」見る子どもの目の高さで指導しましょう。
- ③通学路を実際に見て確認し、安全な横断を指導しましょう。
- ④信号機が青でも車が来るかもしれないことを理解させ、常に左右の安全を確認するように指導しましょう。
- ⑤注意するときの「声かけ」は具体的に分かりやすくしましょう。

5. ドライバーの皆さんへのお願い

- ①歩行者や自転車利用者が通行しているときは、速度を落とすなど思いやりのある運転につとめましょう。
- ②横断する歩行者があるときは、直前で一時停止をし、歩行者を安全に横断させるようにしましょう。
- ③歩行者の側方を通過するときは、安全な側方間隔を空けるか徐行して歩行者の通行を妨げないようにしましょう。



～佐井駐在所の人事異動～

3月12日付けで ^{すわない} 諏訪内所長 から ^{おがさわら} 小笠原所長 へ

離任の挨拶

このたびの異動により、十和田警察署十和田湖駐在所勤務となりました。佐井村での4年間、大きな事件・事故もなく、特に交通死亡事故ゼロを継続できたことに対して駐在所勤務員として満足しております。



これもひとえに村当局並びに交通安全母の会をはじめ村民一体となった活動のたまものと感謝しております。また、自然豊かな海、山、そして心温で人情味溢れる佐井の方々と出会い、支えられ貴重な体験をさせていただきました。私にとって人生のすばらしい思い出となりました。

本当にありがとうございました。
また会えることを期待して、お礼と転任のご挨拶と致します。

警部補 諏訪内信夫

着任の挨拶

このたびの異動で、八戸警察署から大間警察署佐井駐在所勤務を命ぜられ、過日着任しました。



これまでの勤務経歴は、警察本部・本署・交番勤務等で、駐在所勤務は初めてであります。最初は不慣れのため地域住民の方にご迷惑をかけるかも知れません。

一日も早く管内や住民を覚えるよう努力し、地域住民が安全で安心して暮らせるまちづくりに貢献したいと決意しております。駐在所勤務あるいは私的なふれあいを通じて、早く「新しい駐在」を知っていただきたいと思います。本職も、一日も早く地域に溶け込んで、地域住民との出会いを大切にして、親しまれる「おらほの駐在」を目指して頑張りますので、どうか前任者同様よろしくお願ひします。

警部補 小笠原英之



3月の出来事



第19回「婦人のつどい」開催

平成19年3月3日(土)に、津軽海峡文化館「アルサス」において佐井村地域婦人団体連合会が主催する「第19回婦人のつどい」が開催されました。

漁協婦人部や農協女性部などによる物産販売を皮切りに、開会行事のあいさつでは、島野房子会長が日頃の会員の苦労をねぎらいながらも環境問題や少子高齢化社会問題に触れ、心ある冠婚葬祭の簡素化を重点目標に掲げ活動していくことを宣言しました。

講演会では、田子町農業協同組合の常務理事である佐野房氏を講師に招き、「地域の活性化と男女共同参画」をテーマにお話していただき、参加者は深い感銘を受けていました。つづいて、村内の各婦人団体がアトラクションを披露し、会場は大いに盛り上がり有意義な一日となりました。あたたかいご声援・ご祝儀をたくさん頂きありがとうございました。



平成18年度コミュニティ助成事業



宝くじの普及広報を図るため、財団法人自治総合センターが行っているコミュニティ助成事業により、牛滝若者組が、着物と帯を新調しました。

これらは、今後、郷土芸能の保存伝承活動のために有効活用されます。



宝くじは
豊かさ築く
チカラ持ち。

宝くじは、広く社会に役立てられています。

佐井村消防団員による各種訓練実施

平成19年3月4日(日)佐井中学校体育館において、佐井村消防団員による救急法、マトイ振り訓練及び規律訓練が開催され、宮川団長以下64名の団員が参加しました。

村長のあいさつの後、10時から普通救命講習会が開催され、7チームに編成後、訓練人形を使い、意識の確認、呼気吹き込み法、心臓マッサージ法、更に、AEDを使用しての除細動の方法を約3時間にわたり、佐井分署救急隊員の指導により実施しました。これからはAEDに接する機会もあることから、使用方法について真剣に受講しました。

講習会終了後、全員に普通救命講習終了証が交付され、佐井村の防災に関わる一員として決意を新たにしました。



～佐井消防分署から～

平成19年春の火災予防運動が実施されます

期間 4月9日(月)～4月15日(日)

これから、農漁繁期の時期となり家を留守にすることが多くなります。空気が乾燥し、火災の起こりやすい季節ですので、外出の際は火の元に十分注意して下さい。

※畑や家の近くでゴミなどを燃やす場合は消防分署へ電話等で連絡して下さい。

※山菜採り等で入山する際は、**タバコの投げ捨て**は絶対にしないで下さい。

「消さないで あなたの心の 注意の火。」

火事・救急・救助は局番無しの**119番**へ

下北地域広域行政事務組合 大間消防署佐井消防分署 電話 38-2266

お知らせ

全ての住宅に火災警報器の設置が義務づけられました。

※現在住んでいる住宅は、平成20年5月31日までに設置が必要です。

ホームセンターや家電量販店で購入できますので皆さん早めに設置しましょう。

佐井村議会議員一般選挙のお知らせ

選挙の日程等について

◆投票日 四月二十二日(日)

◆告示日 四月十七日(火)

◆投票時間 午前七時～午後八時まで

期日前投票について

投票日に仕事や用事があつて投票できない時は、期日前投票制度を利用して下さい。(村内に住んでいる方が対象です。)

◆投票場所 期日前投票所 佐井村役場「振興センター(和室)」

◆投票期間 【選挙期日の告示日の翌日から投票日の前日まで】

四月十八日(水)～四月二十一日(土)

◆投票時間 午前八時三十分～午後八時まで

不在者投票について

○投票日に投票できない時、期日前投票制度の他、不在者投票制度を利用できますから、事前にご本人から文書で投票用紙等の請求をしてください。請求用紙は選挙管理委員会にありますのでお問合わせください。

(長期出張や出稼ぎ等で他の市町村にいる方が対象です。)

○病院や老人ホーム等(指定されている施設)に入院、入所されている方はその施設内で不在者投票ができますので、各施設の職員に申し出てください。

◆投票期間 四月十八日(水)～四月二十一日(土)

※注意 期間が短いので、早めに投票用紙等の請求をしてください。

◆投票所入場券について

入場券は葉書で各家庭に四月十六日発送予定です。入場券を紛失した場合でも要件を満たしている方は投票できますので、係員にその旨申し出て下さい。

◆その他

詳細は三月号広報「統一地方選挙のお知らせ」に掲載されています。

問合せ先 佐井村選挙管理委員会へ

電話 〇一七五―三八―二二二一(内線二三)



産業建設課から

佐井村浄化センターがオープンします

当村では平成10年度から下水道の整備を進めてきましたが、下水道供用開始に伴い下水道終末処理場（佐井村浄化センター）が4月1日からオープンします。

処理場では、供用開始した地域内からの汚泥を一括に処理することができますが、加入者が少ない場合には処理場の機能が十分に発揮されないこととなりますので、是非とも早期に加入していただきますようお願いいたします。



佐井村浄化センター全景

磯谷・長後・福浦・牛滝地区の皆様へ

～下水道料金改定のお知らせ～

平成19年4月から佐井村特定環境保全公共下水道が一部供用開始となるに伴い、磯谷・長後・福浦・牛滝地区の下水道使用料が特定環境保全公共下水道の下水道使用料に一本化されることになりました。変更後の使用料については、4月使用分（5月検針分）から変更となります。

現 行 料 金		
種 別	料 金	基本料金 10m ³ まで
一 般 用		1,500円 (1,575円)
営 業 用		2,400円 (2,520円)
団 体 用		2,400円 (2,520円)
		超過料金 1 m ³ あたり
		150円 (157.5円)
		200円 (210円)
		200円 (210円)

改 定 料 金		
種 別	料 金	基本料金 10m ³ まで
一 般 用		1,500円 (1,575円)
公衆浴場 水泳プール用		1,500円 (1,575円)
		超過料金 1 m ³ あたり
		150円 (157.5円)
		30円 (31.5円)

- ※1 現行料金で営業・団体用の方は、改定後料金は一般用となります。
- ※2 () 内は税込み金額。
- ※3 料金合計額に1円未満の端数が発生する場合は、端数切捨てとなります。

『平成19年度佐井村水道水質検査計画』を策定しました！

『平成19年度水質検査計画』を策定しましたので皆さまに公表いたします。

村では、この水質検査計画に基づき、効率的で正確な水質検査を実施し、今後も「安全でおいしい水」をお届けします。

なお、公表につきましては、3月末から本庁舎内での縦覧しておりますので、下記担当課までお問い合わせ下さい。

☆水質検査計画とは？

水質基準の適合状況を把握するために不可欠である水質検査を行うための「検査項目」、「検査場所」、「検査頻度」などについて定めたものです。

《お問い合わせ》 佐井村役場 産業建設課 水道係 TEL 38-2111

「希少な山野草の保護対策に皆様のご協力を」

佐井村に自生する希少な山野草は、これから春先、この地域だからこそ美しく咲き、私たち見る人の心を感動させてくれます。しかしながら、ここ数年来の山野草ブームにより地域の貴重な山野草の盗掘が後を絶たず、一部地域では絶滅の危機に瀕しています。

地域全体で長年にわたり見守ってきた宝ものである山野草を乱雑に踏みにじり、盗掘する心ない者を私たちは許せません。貴重な山野草の盗掘は犯罪行為です。私たち関係機関も連携してパトロールの実施強化など被害防止に当たりますが、地域の皆様方にも幅広くご協力をいただき、この地域全体で心ない犯罪者に対して目を光らせていることをPRしながら、盗掘防止対策を進めたいと考えています。

貴重な山野草の盗掘現場を見たり、盗掘を疑われる不審者や車両を見つけた場合は、車両ナンバーを控えたり、早めに下記まで通報していただくなど、私たち地域全体で取組みたいと考えていますので、ご協力をお願いいたします。

通 報 先 佐井村役場 0175-38-2111
下北森林管理署 0175-22-1131 佐井森林事務所 0175-38-2267
牛滝森林事務所 0175-38-5006
大間警察署 0175-37-2211 佐井駐在所 0175-38-2218

緑あふれるふるさと創りのために～「緑の募金」にご協力ください～

家庭募金活動を主体に、全村で「緑の募金」運動を展開したところ、平成18年は307,422円の募金をいただき、誠にありがとうございました。

募金額307,422円の45% (138,340円) が佐井村緑化推進委員会に交付され、平成18年の緑化推進事業として、各地区や学校などで緑化づくりに活用されました。

かけがえのない緑を守るため、今年も「緑の募金」運動を行ないますので、村民のみなさんのご協力をお願いします。

■緑の募金期間

- ・春季募金活動 (4月1日～5月31日)
家庭内募金活動を中心に、町内会等が母体となり、官公庁、学校、企業などが、募金箱による募金を展開します。
- ・秋季募金活動 (9月1日～10月31日)
イベントなどでの募金活動を行ないます。

■募金の主体

佐井村緑化推進委員会 (以下「村緑推」) が行ないます。
村緑推では、家庭内募金を行政連絡委員及び補助員の協力を得ながら行ないますので、趣旨をご理解いただき、ご協力くださるようお願いいたします。

■その他

例年、村緑推では、公共施設等 (学校、公園、社会福祉施設等) の緑化を実施したい団体等を募集していますが、今年度は住民福祉課を窓口とした「地域人権啓発活動活性化事業」と連携して緑化事業を行ないます。詳細については、後日、各団体等に連絡いたします。

■問合せ先 佐井村緑化推進委員会事務局 (役場産業建設課内) 電話 38-2111



特定漁港漁場整備事業計画変更書の公表について

現在青森県及び佐井村は、水産物の安定供給のため、平成14年から平成23年の10ヶ年を目標に各地区や関係機関と協議しながら策定した漁港漁場整備事業計画に基づいて漁港や漁場の整備をすすめてきました。しかし、昨今の社会情勢は日々変化し、対応に追われる毎日が続いております。当該計画変更書は平成14年8月に承認された当初計画をさらに時代のニーズに合わせた内容となっております。

この内容は、漁港漁場整備法第17条第10項の規定により、公表することとなっておりますので役場にお立ち寄りの際にはどうぞご覧ください。

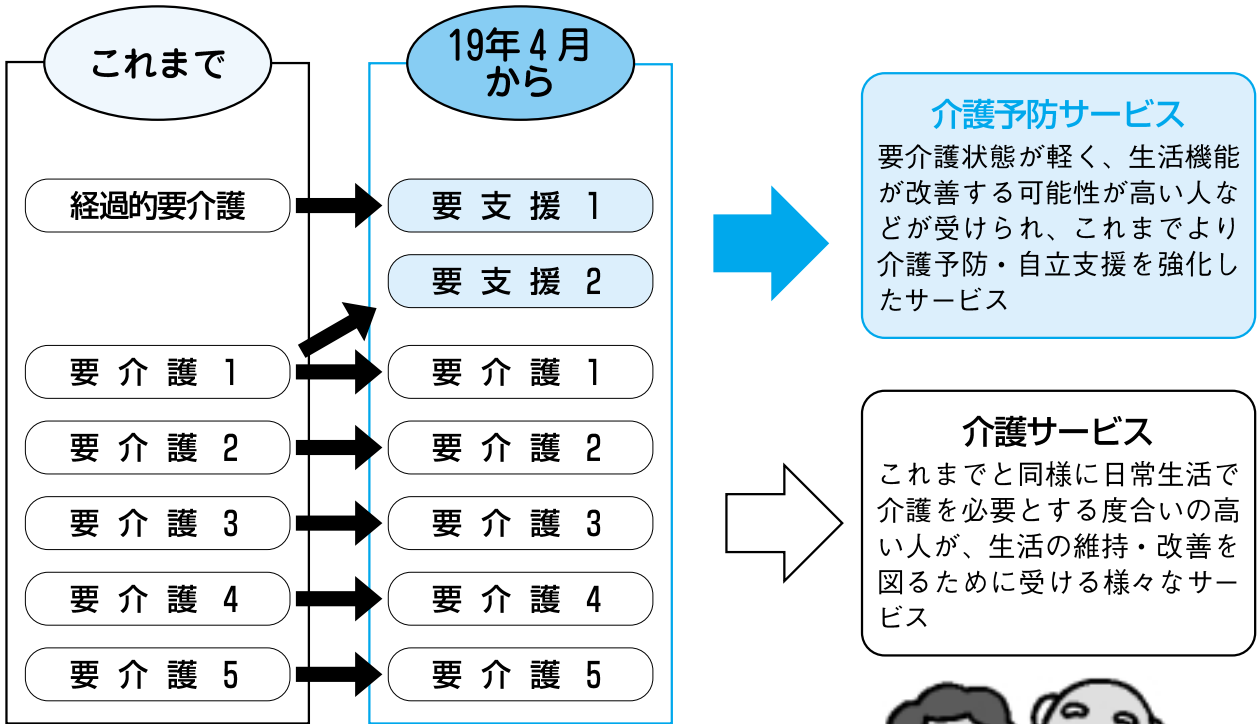
記

- ・縦覧に供する書類：佐井地区特定漁港漁場整備事業計画変更書
〔牛滝漁港・磯谷漁港(県)・福浦漁港(村)及び福浦漁場(県)、佐井漁場(村)が対象〕
- ・縦覧場所：青森県農林水産部漁港漁場整備内
青森県下北地方農林水産事務所下北地方漁港漁場整備事務所 佐井村産業建設課
- ・縦覧期間：平成19年4月上旬から計画完了の日まで

住民福祉課から

平成19年4月から要介護状態区分が変更となります。

介護保険制度が見直され、状態の維持・改善が見込める軽度者（介護認定で要支援1、要支援2に該当）には、介護予防サービスが提供されることとなりました。



介護予防サービス

要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性が高い人などが受けられ、これまでより介護予防・自立支援を強化したサービス

介護サービス

これまでと同様に日常生活で介護を必要とする度合いの高い人が、生活の維持・改善を図るために受ける様々なサービス



地域包括支援センターを設置します。

地域における「総合的な相談窓口機能」「権利擁護、虐待の早期発見・防止」「介護予防ケアマネジメント」「包括的・継続的ケアマネジメント」の支援を行う地域包括支援センターを住民福祉課内に設置します。詳しくは、各家庭に配布された「わかりやすい地域包括支援センター利用のてびき」をご覧ください。

介護予防サービス計画の作成

介護予防サービスを利用するための介護予防サービス計画（ケアプラン）を、地域包括支援センターが作成します。（居宅介護支援事業所に委託する場合があります。）

お問い合わせ先 住民福祉課 健康福祉係 電話0175-38-2111

県税の口座振替のお知らせ

青森県では県税の口座振替の申込みを受け付けています。

県税の納税は、便利で、安心・確実な口座振替をご利用下さい。

【口座振替を利用できる県税】

◆自動車税

六月納期分（定期賦課分）

◆個人事業税

八月・十一月納期分（定期賦課分）

◆法人県民税・事業税

中間申告分及び確定申告分（期限内申告分に限る）

◆軽油引取税

特別徴収義務者の申告分（徴収猶予分を除く）

◆申込み方法

通帳と預金届出印を持参のうえ、最寄りの取扱金融機関又は地域県民局県税部にお申込み下さい。

※預金口座は、納税義務者本人名義のものに限ります。

【主な取扱金融機関】

青森銀行、みちのく銀行、下北信用金庫、青森県信用組合、東北労働金庫、農業協同組合など。

【振替 日】

◆自動車税、個人事業税

納期限の日

◆法人県民税・事業税、軽油引取税

原則として、申告期限の属する月の翌月二十五日

【注意】

振替日から数日間は地域県民局県税部の窓口では振替の確認ができませんので、その期間に納税証明書が必要な場合は、口座振替分の記帳を行った預金通帳を持参していただく必要があります。

【詳しくは】

下北地域県民局県税部総務課

電話 一三二一八五八一 内線二〇四

平成19年4月1日から3歳未満の児童手当が増額されます

急速な少子化の進行等を踏まえ、子育てを行なう家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、3歳未満の第1子及び第2子の乳幼児に対する児童手当の額を平成19年4月1日から増額します。

<0歳から3歳未満の児童に対する児童手当>

(改正前)

第1子、第2子	月額	5千円
第3子以上	月額	1万円



(改正後)

第1子、第2子	月額	1万円 (5千円増額)
第3子以上	月額	1万円 (現行どおり)

※3歳になる誕生月まで増額されます。(平成16年4月生まれの方は平成19年4月分のみ増額されます。)

※3歳以上の児童手当及び所得制限については変更ありません。

詳しくは住民福祉課へお問い合わせください。

国民年金だより

役場住民福祉課 ☎2111

青森社会保険事務局

むつ事務所 ☎2278

4月上旬に国民年金保険料納付案内書が送付されます

平成19年度の毎月の国民年金保険料額は、14,100円です。

4月上旬に、平成19年度の国民年金保険料の納付案内書が送付されます。納付案内書には毎月分の納付案内書のほかに、口座振替申出書や前納用の納付書も同封されています。

毎月の保険料は納付書に添えて、金融機関や郵便局、各社会保険事務所、コンビニエンスストアで納めていただきます。また、口座振替をご利用されると納め忘れがなく便利で安心、確実です。口座振替は通常翌月末の引落としですが、早割制度(当月末引落とし)を利用すると月々50円割引になります。また、前納制度(一定期間分の保険料を前もって納める)はさらにお得で、口座振替での前納は現金での前納よりも割引額が増えます。

もし4月中旬になっても納付案内書が届かない場合はお近くの社会保険事務所までお問い合わせください。

前納制度をご活用ください

一定期間分の国民年金保険料を前もって納める前納制度は、納め忘れることがなく割引額も高くお得です。割引額は前納する期間によって異なります。割引額の例として、1年分前納では3,000円、6ヶ月分前納では690円です。また口座振替で1年分前納をすると3,550円が割引され、6ヶ月分前納なら960円が割引されることになり、さらにお得です。

詳しくはお近くの社会保険事務所までお問い合わせください。

健診は健康づくりのバロメータ

保健師だより

4月から健(検)診が始まりますが、みなさんは毎年欠かさず受けていますか？

「自分は健康だから受けなくていい」という人がいますが、健診は健康だからこそ受けるものです。大切なことは、その時の検査値に一喜一憂するのではなく、毎年の数値の変化に注目することです。「異常なし」「要指導」「要医療」といった結果だけを見るのではなく、毎年の血圧、血糖値、脂質等の数値の傾向を把握し、早期からの生活習慣改善に取り組む目安とするものです。

年に1回は健診を受けて健康づくりに役立てましょう。

19年度 各種検診日程

◎複合検診 (胃がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん・基本健康診査)
50歳以上男性のみ

月 日	対象地区名	受付時間	会 場
5月16日(水)	古 佐 井	午 前 6:00~9:00	津軽海峡文化館 (アルサス)
5月22日(火)	川 目	午 前 6:00~7:30	川目地区生活改善センター
5月23日(水)	長 後	午 前 6:00~7:00	長後地区生活改善センター
5月30日(水)	原 田	午 前 6:00~7:30	原田地区生活改善センター
5月31日(木)	大 佐 井	午 前 6:00~9:00	津軽海峡文化館 (アルサス)
6月26日(火)	福 浦	午 前 6:00~9:00	歌 舞 伎 の 館
6月27日(水)	牛 滝	午 前 6:00~8:30	牛滝地区交流促進センター
10月11日(木)	磯 谷	午 前 6:00~9:00	磯谷地区漁民研修センター
10月12日(金)	矢 越	午 前 6:00~7:00	矢越地区生活改善センター
12月4日(火)	両 佐 井	午 前 8:00~10:00	津軽海峡文化館 (アルサス)

※他地区での受診を希望される方は役場保健師または保健協力員までお知らせください。

◎乳がん・子宮がん・骨密度検診

会場：津軽海峡文化館 (アルサス) 受付時間：正午～午後1:30

月 日	対象地区名
4月16日(月)	大佐井、川 目、磯 谷、長 後、福 浦
4月17日(火)	古佐井、原 田、矢 越、牛 滝
7月30日(月)	4月の未受診者

※骨密度検診は4月のみの実施となります。

※40歳以上の乳がん検診対象者は、今年度(20年3月末まで)の到達年齢が偶数になる方です。



歯科だより 冷たいものが歯にしみる…(・へ・)?



虫歯ではない歯が、冷たい水でうがいをした時にしみた、冷たいものを食べたらしみる、こんな経験はありませんか。これは知覚過敏であることが多いのです。

外側の刺激を遮断する役割を持つ歯の表面のエナメル質がはがれたり、歯周病や加齢で歯肉が下がり、歯の根元が露出することでしみる人が多いようです。

治療の際には、歯の表面に膜を作るお薬を塗ったり、しみる部分にセメントなどを詰めて刺激を和らげますが、正しいブラッシングでのケアも必要です。

瞬間的な痛みで持続しないのも知覚過敏の特徴ですが、ひどくなる前にぜひご相談下さい。

歯科保健センター (佐井診療所) TEL 38-2261

お知らせ・募集コーナー

平成二十年歌会始のお題及び詠進歌について

◆平成二十年歌会始のお題

「火」と定められました。

(注)「火」には例えば、ともしび(灯火)・ほむら(火郡)・ほな(火中)などの用例がありますが、必ず「火」の文字を使用して下さい。

◆詠進歌の詠進要領

一、詠進歌は、お題を詠み込んだ自作の短歌で一人一首とし、未発表のものに限りです。

二、書式は、半紙(習字用の半紙)を横長に用い、右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号、住所、電話番号、氏名(本名)ふりがな(つぎ)、生年月日及び職業(なるべく具体的に)を縦書きで書いてください。

無職の場合は、「無職」と書いてください(以前に就業に就いたことがある場合には、なるべく元の職業を書いてください)。

なお、主婦の場合は、単に「主婦」と書いても差し支えありません。

三、用紙は、半紙とし、毛筆で自書してください。ただし、海外から詠進する場合は、用紙は随意とし、毛筆でなくとも差し支えありません。

四、病気又は身体障害のため毛筆にて自書することができない場合は左記によることができます。

ア、代筆(墨書)による。代筆の理由、代筆者の住所及び氏名を別紙に書いて詠進歌に添えてください。
イ、本人がワープロやパソコンなどを使用して印字する。この場合、これらの機器を使用した理由を別紙に書いて詠進歌に添えてください。
ウ、視覚障害の方は、点字で詠進しても差し支えありません。

◆注意事項

次の場合には、詠進歌は失格となります。
一、お題を読み込んでいない場合

二、一人で二首以上詠進した場合

三、詠進歌が既に発表された短歌と同一又は著しく類似した短歌である場合

四、詠進歌を歌会始の行われる以前に、新聞、雑誌その他の出版物、年賀状等により発表した場合

五、二の四に記した代筆の理由書を添えた場合を除き、同筆と認められるすべての詠進歌

六、住所、氏名、生年月日、職業を書いてないものその他この詠進要領によらない場合

◆詠進の期間

平成十九年九月三十日までとし、郵送の場合、消印が九月三十日までのものを有効とします。

◆郵便のあて先

〒100-0181 一宮内庁」とし、封筒に「詠進歌」と書き添えてください。詠進歌は、小さく折って封入して差し支えありません。

◆問い合わせ

疑問がある場合には、直接、宮内庁式部職あてに、郵便番号、住所、氏名を書き、返信用切手をはった封筒を添えて、九月二十日までに問い合わせてください。また、宮内庁ホームページ

(<http://www.kunachou.jp>)

/12/d12-08.html)

を参照ください。

事業主の皆様へ

労働保険(労災保険・雇用保険)の申告・納付はお済みでしょうか。

平成十八年度確定保険料・平成十九年度概算保険料の申告時期となりました。

保険料申告書の提出及び保険料の納付期限は五月二十日(平成十九年度は五月二十一日)です。

お早めにお近くの金融機関、郵便局等で手続をしてください。

なお、申告・納付が同時にできないときは、黒と赤で印刷された申告書は最寄りの労働基準監督署又は青森労働局へ、ふじ色と赤で印刷された申告書は青森労働局へ提出してください。

◆お問合せ

青森労働局総務部労働保険徴収室
電話 〇一七-七三四-四一四五

海上保安学校学生

採用試験(特別)について

人事院及び海上保安庁では、平成十九年十月に海上保安学校に入学する学生を次のとおり募集します。

◆試験区分 海上保安学校(特別)

◆受験資格

昭和五十八年四月二日以降に生まれた者で次に掲げるもの

一、高等学校を卒業した者及び平成十九年九月までに高等学校を卒業する見込みの者。

二、中等教育学校を卒業した者及び平成十九年九月までに中等教育学校を卒業する見込みの者。

三、高等専門学校の第三学年の課程を修了した者。

四、大学入学資格検定に合格した者等人事院が一、二に掲げる者と同等の資格があると認める者。

◆申込受付期間

平成十九年四月二日(月)～
平成十九年四月九日(月)
(土曜、日曜は除く)

◆採用予定数

船舶運航システム課程
(航海、機関、主計コース) 約一九〇名

◆第一次試験日

平成十九年五月二十日(日)
十二時三十分開始 十六時二十分終了

◆第一次試験科目

教養試験(多枝選択式)・作文試験

◆第一次試験地

塩釜市、青森市、秋田市、盛岡市、ほか三十四都市

◆第一次試験合格発表日

平成十九年六月八日(金)

◆第二次試験日

平成十九年六月十五日(金)～
平成十九年六月二十二日(金) 塩釜市

◆第二次試験科目

※第一次試験合格通知書に指定する日
人物試験、身体検査、身体測定、体力検査

◆最終合格発表日

平成十九年七月十八日(水)
受験案内・申込書は、各海上保安部(署)・航路標識事務所にて配布いたします。

アルサス活性化協議会からのお知らせ

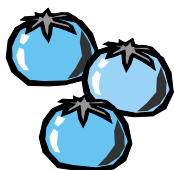
平成19年度4月のアルサス物産市場

日時 4月29日(日)

場所 アルサス山側玄関

～野菜・花の苗を中心に19年度初の物産市場を予定しております。～
詳しくは4月上旬 アルサス玄関・新聞折込で告知!!

アルサス活性化協議会事務局【TEL 0175-38-4513】



戸籍の窓口

3月15日現在

◎お誕生おめでとう
大畑 歩斗 (勉) 大佐井

◎ご結婚おめでとう
船板 建吾 北海道
田名部亜希乃 古佐井

(菊池 仁 むつ市
船越 幸子 牛 滝

◎おくやみ申し上げます
岩清水 芳 (秀一) 古佐井
和田 菊治 (喜久男) 大佐井
奥本 利治 (公子) 大佐井

※個人のプライバシーを尊重する意味で、掲載して欲しくない方は、届出の際、係に申し出てください。

NTT東日本発行の電話帳を配達・回収いたします

NTT東日本青森支店では、4月中に順次、新しい電話帳（平成19年5月発行）を各家庭・事業所へお届けします。

その際、現在お使いの電話帳は、新しい電話帳とお取替えいたしますので、配達員へお渡しください。

NTTでは、地球環境保護として、回収した古い電話帳から新しい電話帳を作る「電話帳循環型リサイクル」を行っています。

なお、ご不在時等で配達員に古い電話帳を渡せなかった場合、後日改めて回収に伺いますので、下記「タウンページセンタ」までご連絡下さい。お届けする電話帳の変更や配達冊数の変更につきましても、タウンページセンタまでご連絡下さい。

＜問い合わせ先＞タウンページセンタ
電話 0120-506-309



健康で豊かな高齢期をめざして

ニュー・スポーツにあなたも参加してみませんか!!

平成19年度 ばらいろ学級 開催のお知らせ



1. 主催 佐井村中央公民館
2. 趣旨 “ニュー・スポーツ”をとおして仲間との交流を楽しみながら、健康で生きがいのある暮らしを促進する。
3. 期間
1学期 平成19年5月16日～7月25日 毎週水曜日（計11回） 9：00～11：00
2学期 平成19年9月12日～11月28日 毎週水曜日（計12回） 9：00～11：00
3学期 平成20年1月16日～2月27日 毎週水曜日（計7回） 9：00～11：00
4. 対象 村内に在住する60歳以上の方（男女）
5. 内容 スポーツ活動を中心に行います。種目 グラウンドゴルフ・ペタンクほか
6. 場所
・しおさい公園 ・しおさいホール（アルサス内）
・フォーレストパーク（森林体験館周辺など）
7. お申込み 随時受け付けます。なお、スポーツ安全保険に加入していただきますので、800円（保険代）を開級式のときに持参ください。お問い合わせ：佐井村中央公民館 電話38-4506
8. その他 都合により日程・場所を変更する場合がありますが、受講申込みをされた方にはその都度お知らせします。開級式は5月16日（水）午前9時から“アルサス”で行います。

今日は何の日？ 4月7日 世界保健デー

昭和23年（1948）のこの日、世界保健機関（WHO）が設立されました。これを記念して、昭和24年（1949）に制定されました。世界保健機関は国連の専門機関の一つで、各国の保健事業の援助、感染症や風土病の撲滅、医療や衛生についての国際基準の策定などを行っています。日本は世界保健機構に、昭和26年（1951）に加盟しました。

●各種回数券のお求めは、
下記委託販売店をご利用
ください。

- ★佐井観光協会（アルサス内）
- ★磯谷…東出商店
- ★長後…滝本商店

長生きしてげせよ!!

福祉7片回数券

病院さ行くにも、孫の顔見さ行く時も…

500円以上なら5枚の値段で7枚ついてとってもお得な

<7片回数券>

65才以上の方に限ります

福祉回数券には早すぎるあなたへ

6片回数券

決まった区間をご利用の方には **【区間6片回数券】**
いろいろ便利で使いやすい **【金券6片回数券】**

*金券6片回数券は、回数券の金額より遠方へご乗車の際には、現金追加でご利用いただけます

下北交通株式会社

TEL.0175-22-3221 FAX.0175-23-4682

広報さい 平成19年4月号 (14)

タバコの購入は地元の商店を利用しましょう